

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となつていくことにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もつて公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とすること（第一条関係）。

二 定義

この法律における主な用語の定義を定めること（第二条関係）。

三 行政庁

この法律における行政庁は、公益法人の区分に応じ、内閣総理大臣又は都道府県知事とすること（第三条関係）。

第二 公益法人の認定等

一 公益法人の認定

1 公益認定

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができるものとする（第四条関係）。

2 公益認定の基準

行政庁は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする（第五条関係）。

- (一) 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- (二) 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (三) その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- (四) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでないこと。
- (五) 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- (六) その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- (七) 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによつて公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (八) その事業活動を行うに当たり、二一(二)に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- (九) その事業活動を行うに当たり、二一(三)(2)に規定する遊休財産額が二一(三)(1)の制限を超えないと見込まれるものであること。
- (十) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とするものであること。
- (十一) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とするものであること。
- (十二) 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでないこと。
- (十三) その理事、監事及び評議員に対する報酬等について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- (十四) 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

(2) 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

ア 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

イ 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

(3) 理事会を置いているものであること。

(十五) 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでないこと。

(十六) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

(十七) 公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、三（二）に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内

(十八) に類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨を定款で定めているものであること。
清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

3 欠格事由

次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができないものとする(第六条関係)。

- (一) その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 公益認定の取消しの原因となった事実があつた日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - (2) この法律等の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
- (二) 公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (三) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反しているもの
- (四) その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

(五) 国税又は地方税の滞納処分がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

(六) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

4 公益認定の申請

公益認定の申請は、名称及び代表者の氏名、公益目的事業を行う都道府県の区域並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所等を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならないものとする。その添付書類について、所要の規定を整備すること（第七条関係）。

5 公益認定に関する意見聴取

行政庁は、公益認定をしようとするときは、その事由の区分に応じ、当該事由の有無について、許認可等行政機関、警察庁長官等、又は国税庁長官等の意見を聴くものとする（第八条関係）。

6 名称等

(一) 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすものとするほか、名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないものとする（第九条第一項及び第二項関係）。

(二) 公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならないものとする（第九条第三項関係）。

(三) 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団

法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとするほか、何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないものとする（第九条第四項及び第五項関係）。

(四) 公益法人については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は適用しないこと（第九条第六項関係）。

7 公益認定の公示

行政庁は、公益認定をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする（第十条関係）。

8 変更の認定

(一) 公益法人は、公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所、公益目的事業の種類又は内容等の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならないものとする。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでないこと（第十一条第一項関係）。

(二) (一)の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないものとし、その添付書類について所要の規定を整備するほか、変更の認定に当たっては認定の基準に関する規定等を準用すること（第十一条第二項から第四項関係）。

(三) 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る(二)の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁

に提出しなければならないものとし、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならないこと（第十二条関係）。

9 変更の届出

公益法人は、合併に伴うものを除き、名称又は代表者の氏名の変更、8（一）ただし書の軽微な変更等があつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないものとするほか、行政庁は、当該届出があつたときは、その旨を公示しなければならないものとする（第十三条関係）。

二 公益法人の事業活動等

1 公益目的事業の実施等

（一）公益目的事業の収入

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないものとする（第十四条関係）。

（二）公益目的事業比率

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（(1)に掲げる額の(1)から(3)までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならないものとする（第十五条関係）。

- (1) 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- (2) 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- (3) 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される

額

(三) 遊休財産額の保有の制限

(1) 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行つた公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならないものとする（第十六条第一項関係）。

(2) (1)の「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいうものとする（第十六条第二項関係）。

(四) 寄附の募集に関する禁止行為

公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること等の行為をしてはならないものとする（第十七条関係）。

2 公益目的事業財産

公益法人は、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産その他の財産等（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないものとする。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでないこと（第十八条関係）。

3 公益法人の計算等の特則

(一) 収益事業等の区分経理

収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならないものとする（第十九条関係）。

(二) 報酬等

公益法人は、報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならないものとするほか、当該報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする（第二十条関係）。

(三) 財産目録の備置き及び閲覧等

(1) 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならないものとする（第二十一条第一項関係）。

(2) 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に、財産目録、役員等名簿等の書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければなら

ないものとする（第二十一条第二項関係）。

- (3) (1)及び(2)に掲げる書類は、電磁的記録をもって作成することができるものとするほか、(1)及び(2)に掲げる書類の閲覧の請求について所要の規定を整備すること（第二十一条第三項から第六項関係）。

(四) 財産目録等の提出及び公開

公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（事業計画書等については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、財産目録等を行政庁に提出しなければならないものとするほか、財産目録等の閲覧又は謄写の請求について所要の規定を整備すること（第二十二条関係）。

(五) 会計監査人の権限等

公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第七十七条第一項（一般社団・財団法人法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないものとする（第二十三条関係）。

4 合併等

(一) 合併等の届出

公益法人は、合併、事業の全部又は一部の譲渡、公益目的事業の全部の廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならないものとするほか、行政庁は、当該届出があったときは、その旨を公示しなければならないものとする（第二十四条関係）。

(二) 合併による地位の承継の認可

(1) 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人は、当該新設合併により設立する法人（以下「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができるものとする（第二十五条第一項関係）。

(2) 行政庁は、新設法人が認定の基準に適合し、欠格事由に該当するものでないと認めるときは、

(1)の認可をするものとする（第二十五条第二項関係）。

(3) (1)の認可があつた場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継するものとする（第二十五条第三項関係）。

(4) (1)の認可に当たっては、公益認定に関する意見聴取に関する規定等を準用し、必要な読み替えを行うほか、新設法人についての公益目的事業財産に関する規定等の適用について、必要な読み替えを行うこと（第二十五条第四項及び第五項関係）。

(三) 解散の届出等

(1) 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならぬものとするほか、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならぬものとし、また、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬものとする（第二十六条第一項から第三項関係）。

(2) 行政庁は、清算人から解散の届出又は清算結了の届出があつたときは、その旨を公示しなければならぬものとする(第二十六条第四項関係)。

三 公益法人の監督

1 報告及び検査

(一) 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする(第二十七条第一項関係)。

(二) (一)による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないものとするほか、当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする(第二十七条第二項及び第三項関係)。

2 勧告、命令等

(一) 行政庁は、公益法人について、3(二)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとするほか、当該勧告をしたときは、その勧告の内容を公表しなければならないものとする(第二十八条第一項及び第二項関係)。

(二) 行政庁は、(一)の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものと

するほか、当該命令をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする（第二十八条第三項及び第四項関係）。

(三) 行政庁は、(一)の勧告及び(二)の命令をしようとするときは、その事由の区分に応じ、当該事由の有無について、許認可等行政機関、警察庁長官等又は国税庁長官等の意見を聴くことができるものとする（第二十八条第五項関係）。

3 公益認定の取消し

(一) 行政庁は、公益法人が欠格事由に該当するに至ったとき、偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき、正当な理由なく(二)の勧告に係る措置をとるべき命令に従わないとき、公益認定の取消しの申請があつたときは、その公益認定を取り消さなければならないものとする（第二十九条第一項関係）。

(二) 行政庁は、公益法人が認定基準に適合しなくなったとき、公益法人の事業活動等に係る規定を遵守していないとき、その他法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したときは、その公益認定を取り消すことができるものとする（第二十九条第二項関係）。

(三) 行政庁が公益認定の取消しをしようとする場合においては、勧告等に係る許認可等行政機関等への意見聴取に係る規定を準用するものとするほか、その旨を公示しなければならないものとする（第二十九条第三項から第四項関係）。

(四) (一)及び(二)により公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人の文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみ

なすものとするほか、行政庁は、(一)及び(二)による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならないものとし、当該名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないものとする(第二十九条第五項から第七項関係)。

4 公益認定の取消し等に伴う贈与

(一) 行政庁が公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合において、認定取消時の公益目的取得財産残額の贈与に関する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあつては国、都道府県知事が行政庁である場合にあつては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、当該定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人(以下「認定取消法人等」という。)から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなすものとする。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について当該定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とするものであること(第三十条第一項関係)。

(二) (一)の「公益目的取得財産残額」とは、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から当

該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産、及び公益目的事業財産以外の財産であつて当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したものと及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払等の額の合計額を控除して得た額をいうものとし、その算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定めるものとする（第三十条第二項及び第三項関係）。

(三) 行政庁は、(一)の場合には、認定取消法人等に対し、(二)により算定した公益目的取得財産残額及び(一)により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならないものとする（第三十条第四項関係）。

(四) 公益法人は、一、二、(十七)に規定する定款の定めを変更することができないものとする（第三十条第五項関係）。

5 行政庁への意見

許認可等行政機関、警察庁長官等又は国税庁長官等は、行政庁が公益法人に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べるることができるものとする（第三十一条関係）。

第三 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

一 公益認定等委員会

1 設置及び組織

(一) 設置及び権限

内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、また、委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するものとする（第三十二条関係）。

(二) 職権の行使

委員会の委員は、独立してその職権を行うものとする（第三十三条関係）。

(三) 組織

(1) 委員会は、委員七人をもって組織するものとする（第三十四条第一項関係）。

(2) 委員は、非常勤とするものとする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができるものとする（第三十四条第二項関係）。

(四) 委員の任命

委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとするほか、委員の任命について所要の規定を整備すること（第三十五条関係）。

(五) 委員の任期

委員の任期は、三年とするものとし、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするほか、委員の任期について所要の規定を整備すること（第三十六条関係）。

(六) 委員の身分保障

委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする（第三十七条関係）。

(七) 委員の罷免

内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならないものとする（第三十八条関係）。

(八) 委員の服務

(1) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様のものとするほか、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないものとする（第三十九条第一項及び第二項関係）。

(2) 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないものとする（第三十九条第三項関係）。

(九) 委員の給与

委員の給与は、別に法律で定めるものとする（第四十条関係）。

(十) 委員長

委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとするほか、委員長について所要

の規定を整備すること（第四十一条関係）。

(十一) 事務局

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとするほか、事務局について所要の規定を整備すること（第四十二条関係）。

2 諮問等

(一) 委員会への諮問

(1) 内閣総理大臣は、公益認定等の申請に対する処分又は監督処分等をしようとする場合には、一定の事由を除き、許認可等行政機関の意見を付して、委員会に諮問しなければならないこと。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでないものとする（第四十三条第一項関係）。

(2) 内閣総理大臣は、特定の政令又は内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合、又は都道府県知事へ指示を行おうとする場合等には、委員会に諮問しなければならないものとする。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでないものとする（第四十三条第二項関係）。

(3) 内閣総理大臣は、公益認定等の申請に対する処分等に係る行政不服審査法による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、一定の事由を除き、委員会に諮問しなければならないものとする。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでないものとする（第四十三条第三項関係）。

(二) 答申の公表等

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならないものとするほか、当該答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとつた措置について報告を求めることができるものとする（第四十四条関係）。

(三) 内閣総理大臣による送付等

(1) 内閣総理大臣は、公益法人による届出に係る書類の写し及び提出された財産目録等の写しを委員会に送付しなければならないものとする（第四十五条第一項関係）。

(2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見を委員会に通知しなければならないものとする（第四十五条第二項関係）。

(3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならないものとする（第四十五条第三項関係）。

(四) 委員会による勧告等

(1) 委員会は、(三)の送付等を受けた場合又は報告の徴収、検査若しくは質問を行った場合において、公益法人が認定取消しの事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、監督処分等の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができるものとする（第四十六条第一項関係）。

(2) 委員会は、(1)の勧告をしたときは、当該勧告の内容を公表しなければならないものとするほか

、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとすること（第四十六条第二項及び第三項関係）。

3 雑則

(一) 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする（第四十七条関係）。

(二) 事務の処理状況の公表

委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないものとする（第四十八条関係）。

(三) 政令への委任

一に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする（第四十九条関係）。

二 都道府県に置かれる合議制の機関

1 設置及び権限

都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置くものとし、その組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定めるものとする（第五十条関係）。

2 合議制の機関への諮問

委員会への諮問に関する規定は、合議制の機関について準用し、必要な読み替えを行うこと（第五十一条関係）。

3 答申の公表等

答申の公表等に関する規定は、合議制の機関について準用し、必要な読み替えを行うこと（第五十二条関係）。

4 都道府県知事による通知等

- (一) 都道府県知事は、内閣総理大臣による都道府県知事への指示が行われた場合には、その旨を合議制の機関に通知しなければならないものとする（第五十三条第一項関係）。
- (二) 内閣総理大臣に対する送付等に関する規定は、都道府県知事について準用し、必要な読み替えを行うこと（第五十三条第二項関係）。

5 合議制の機関による勧告等

委員会による勧告等に関する規定は、合議制の機関について準用し、必要な読み替えを行うこと（第五十四条関係）。

6 資料提出その他の協力

資料提出その他の協力に関する規定は、合議制の機関について準用すること（第五十五条関係）。

第四 雑則

一 協力依頼

行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする（第五十六条関係）。

二 情報の提供

内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとつた措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする（第五十七条関係）。

三 税制上の措置

公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に關し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする（第五十八条関係）。

四 権限の委任等

内閣総理大臣は、公益法人に係る報告及び検査等の権限を委員会に委任するものとするほか、行政庁が都道府県知事である場合には、必要な読み替えを行うこと（第五十九条関係）。

五 都道府県知事への指示

内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に關して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、認定取消しの処分等を行うべきことを指

示することができるものとする（第六十条関係）。

六 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする（第六十一条関係）。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けること（第六十二条から第六十六条まで関係）。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行するものとする。ただし、委員の任命に係る両議院の同意を得ることに關する部分は公布の日から、第三の規定のうち政令の制定若しくは改廃の立案又は内閣府令の制定若しくは改廃に係る諮問及び答申に係るもの等は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一項関係）。

二 最初の委員の任命

この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときの措置を定めること（附則第二項関係）。

三 検討

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするこ

と（附則第三項関係）。

第七 別表（第二条関係）

この法律において、第一の二において定義する公益目的事業の種類は、次に掲げるとおりのものとする。

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養^{かん}することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの